小作爭議調查表

(月報番號第 48 號)

No. 41

(昭和九年五月分)

項目	内容
場所	小倉市篠崎字岩河内
關係人員	地主 川端菊次郎 小作人 下村格松
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は昭和七年以降凶作なりとの理由にて小作料七割減を要求したるに因る
要求事項	小作料七割減要求
發生	昭和九年三月三〇日
終熄	昭和〃年五月二二日
關係地種類面積	田 五反二歩
小作人關係團体	全農縣聯(本部派) 企救第一支部
經過	右小作人は昭和七年度小作料十五俵の内三俵を納入し、以后未納の上前項七割減の要求をなしたる為地主は小作調停を申請。五月二十二日地方裁判所小倉支部に調停委員會開催の結果下記條件にて解決す。
結果	調停條項 一、本件土地は従来通り小作せしむること 二、土地の転貸は許さす 但し親子間に於ては差支なし 三、小作米は豊凶なしの十一俵(四斗俵)とす。但小作米は凡て検査合格米のこと 四、免租出作の場合は小作米を免除すること 五、小作米納入期日は毎年十二月二十五日迄とす、但し止を得ざる事由に依り期日迄に納入することを能はざる場合は相手方の同意を得ること 六、昭和七、八年度滞納小作米を金百円に換算し本月二十五日に支拂ふこと

財團法人 協調會福岡出張所

備考

側より一名小作人側より一名委員を出し一任し立会検見の上相方合意を以て小作料を決定すること
五、小作人側は前條地主に対し小作料減額の申立をなさずして刈取りたる時は減額要求なきものと看做す
六、但し金銭を支拂ふ場合は地主の同意を得し時は極によること
七、土地を第三者に転貸する場合は必ず地主の同意を得ること
八、本條項に違反したる時は無償にて土地の取上げをなす事